

「労働時間」

大手広告代理店の女子新入社員が過労自殺した事件は、当該会社等が労働基準法（労基法）違反の疑いで書類送検され、社長が引責辞任を発表しました。一方、安倍内閣は「働き方改革」として「同一労働同一賃金」「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」などの実現を目指しています。昨今、労働に関する話題をよく見聞きしますが、今回は「労働時間」について考えます。

1. 労働時間とは？

「労働時間」について、労基法に明確な定義はありませんが、「労働者が実際に労働に従事している時間だけでなく、労働者の行為が何らかの形で使用者の指揮命令下に置かれているものと評価される時間」と解されています。待機時間などを含み、原則として休憩時間は含みません（労働時間と休憩時間を合わせて「拘束時間」ということがあります）。

(1) 法定労働時間

労基法32条は労働時間において「休憩時間を除き1日当たり8時間以内、1週間当たり40時間以内」と規定しています。この1日8時間・1週間40時間の労働時間を「法定労働時間」といいます。

(2) 所定労働時間

会社や使用者が就業規則等で定めている労働時間を「所定労働時間」といいます。所定労働時間が法定労働時間と同一である必要はありませんが、法定労働時間を超えることはできません。

(3) 時間外労働

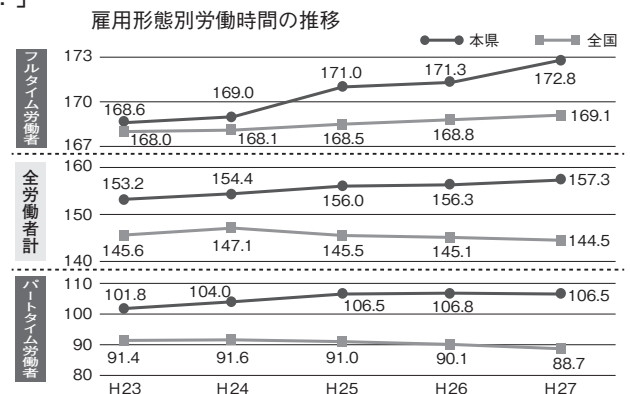
所定労働時間を超えた労働は「所定外労働（残業）」となります。労基法上「時間外労働」とは所定外労働のうち法定労働時間を超えた労働や法定休日（1週間に1日以上または4週間に4日以上）労働をいい、労基法36条の定めにより事前に使用者と労働者が書面による労働協定（いわゆるサブプロク協定）を締結し、労働基準監督署に届け出する必要があります。

(4) 実労働時間

休憩時間を除く、実際に労働を提供した時間のことを「実労働時間」といいます。

2. 福島県民は「働き者？」それとも「働き過ぎ??」

福島労働局は昨年12月、2015年の県内労働者の総労働時間について発表しました。それによると県内の全労働者の総実労働時間157.3時間、フルタイム労働者は172.8時間、パートタイム労働者106.5時間（いずれも月間）とすべて全国平均を大きく上回り、全労働者とパートタイム労働者は全国最長、フルタイム労働者も全国で2番目に長いことがわかりました。福島県民が「働き者」なのか「働き過ぎ」なのかどうかはともかく、過重労働防止のため使用者・労働者がともに労働時間削減に努力していく必要があります。



福島労働局「福島県魅力ある職場づくり推進会議」資料より

閑話ひとつ

- ▶ 米国のトランプ新政権が始動しました。2016年は英米で歴史に残る「2つのまさか」が起こり、世界に衝撃が走りました。トランプ氏の勝因については、「米国民が変化を求めた結果」「米国民の不満・閉塞感の現われ」など、様々な理由が論じられています。
- ▶ 見方を変えると、米国という国の「ふところの深さ」が彼を当選させたのではないかと、私は個人的に感じています。選挙戦では過激な発言や差別発言などで異端児扱いされたトランプ氏でしたが、「面白そうじゃないか。今回は彼にやらせてみよう」と、米国という巨大な社会システムが彼の特異さを包み込んで大統領に選んだ。これが「米国社会の包容力・寛容さ (inclusive and big-hearted)」なのかも知れません。
- ▶ 新年を迎え、世界経済には上昇ムードもありますが、不透明さは不気味に漂っています。どんな不測の事態にでも対応できる柔軟性と平常心を持ち続けたいものです。そして2017年が希望の年となりますように。

(H.S)